

木曾寮設備基金の設置、管理及び処分に関する条例

〔平成11年4月1日〕
条例第28号

(設置)

第1条 養護老人ホーム木曾寮及び特別養護老人ホーム木曾寮の設備のため、老人ホーム木曾寮設備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金の範囲内とし、歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 養護老人ホーム木曾寮及び特別養護老人ホーム木曾寮の処遇用設備に充当するとき。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。